

平成27年6月26日

株 主 各 位

大 阪 市 北 区 梅 田 三 丁 目 3 番 5 号

大和ハウス工業株式会社

代 表 取 締 役
社 長

大 野 直 竹

第76期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第76期定時株主総会におきまして、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申しあげます。

敬 具

記

- 報 告 事 項**
1. 第76期(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第76期(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日) 計算書類の内容報告の件
- 本件は、上記の内容等について報告いたしました。

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の配当の件

本件は、原案どおり承認可決されました。期末配当金につきましては、1株につき35円と決定いたしました。これにより、年間配当金は1株につき60円となりました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。
(内容は2頁に記載のとおりであります。)

第3号議案 取締役19名選任の件

本件は、取締役に樋口 武男、大野 直竹、石橋 民生、西村 達志、河合 克友、石橋 卓也、沼田 茂、藤谷 修、香曾我部 武、濱 隆、土田 和人、山本 誠、堀 福次郎、芳井 敬一、木口 雅博、上川 幸一、田辺 吉昭、木村 一義、重森 豊の19氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 監査役1名選任の件

本件は、監査役に織田 昌之助氏が選任され、就任いたしました。

第5号議案 役員賞与の支給の件

本件は、原案どおり当事業年度末時点の取締役19名のうち社外取締役を除く17名、監査役5名のうち社外監査役を除く2名に対し、総額679百万円(取締役分648百万円、監査役分31百万円)の役員賞与を支給することにつき、承認可決されました。

以上

〈第2号議案の内容〉

1. 変更の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款第26条(取締役の責任免除)及び第33条(監査役の責任免除)の規定の一部を変更したものであります。~~

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

変更前定款	変更後定款
(取締役の責任免除) 第26条(省略) (2) 当社は会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外</u> 取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。	(取締役の責任免除) 第26条(現行どおり) (2) 当社は会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。
第27条～第32条 (条文の記載省略)	第27条～第32条 (現行どおり)
(監査役 の責任免除) 第33条(省略) (2) 当社は会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外</u> 監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。	(監査役 の責任免除) 第33条(現行どおり) (2) 当社は会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

以上

お知らせ

期末配当金のお支払いについて

第76期期末配当金は、1株につき35円に決定されましたので、同封の「期末配当金領収証」により、お近くのゆうちょ銀行または郵便局にて、払渡期間内(平成27年6月29日から平成27年7月31日まで)にお受け取りくださいますようお願い申し上げます。

また、銀行貯金口座振込ご指定の方には「配当金計算書」及び「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には「配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしましたので、ご確認ください。

以上